

幸手市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

幸手市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

幸手駅西口地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された幸手駅西口地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

別表第2中「幸手インターチェンジ東側地区地区整備計画区域」を「1 幸手インターチェンジ東側地区地区整備計画区域」に改め、同表に次の1表を加える。

2 幸手駅西口地区地区整備計画区域

計画地区	1	2	3	4	5	6
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さ及び各部分の高さの最高限度	垣又はさくの構造の制限	建築物の緑化率の最低限度
A地区	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 原動機を					

	<p>使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>3 法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場</p> <p>4 倉庫業を営む倉庫</p> <p>5 畜舎(床面積が15㎡を超えるもの)</p> <p>6 葬祭場、セレモニーホール</p>					
B地区	<p>1 畜舎(床面積が15㎡を超えるもの)</p> <p>2 葬祭場、セレモニーホール</p>					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月1日提出

幸手市長 木村 純夫

提 案 理 由

幸手駅西口地区地区計画を定めることに伴い、当該地区の地区整備計画区域における建築物の用途の制限を定めたいので、この案を提出するものである。